

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行い、また女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：2026年3月までに、全社員の平均有休取得率を80%以上とする。

<対策>

- 計画的な有休取得奨励日を設定する。
- 積極的な人員採用で業務の逼迫を緩和する。

目標2：2026年3月までに全社員の平均所定外労働時間を月25時間未満とする。

<対策>

- 業務のシステム化を推進し効率化を図る。
- 積極的な人事採用で業務の逼迫を緩和する。

目標3：2026年3月までに社員に占める女性労働者の割合を10%にする。
(2021年4月1日現在：8%)

<対策>

- 積極的な女性採用。
- 女性が働きやすい環境整備。

目標4：2021年4月に福祉休暇の子の養育、家族の介護について使いやすく変更する。

<対策>

- 福祉休暇規則の見直し